エネルギー・サービス	電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第五十八条(u)(iii)に基づいて提供するサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。	無期限	効率的かつ安定的なエネルギーの供給を確保する必要がある。
漁業に関連するサービス	(a) 日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給	無期限	漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。

（ベトナムの表は省略）

附属書七　自然人の移動に関する特定の約束

第一部　日本国の特定の約束

A　第七十六条の規定に基づく特定の約束

日本国は、各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるベトナムの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　ベトナムの短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するベトナムの自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　ベトナムの企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供し、又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b) 当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 長として、そのような支店又は代表事務所を管理する活動

(ii) 役員又は監査役として、日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関を管理する活動

(iii) 日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この附属書の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)及び(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　自由職業サービスに従事するベトナムの自然人

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するベトナムの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c) 日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d) 日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e) 日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f) 日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第四節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術又は知識を必要とする業務活動に従事するベトナムの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であってサービスの提供に係るものに従事するベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2　1(a)及び(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。